ポケット
トラブルシューティング
－事故に遭ったとき－

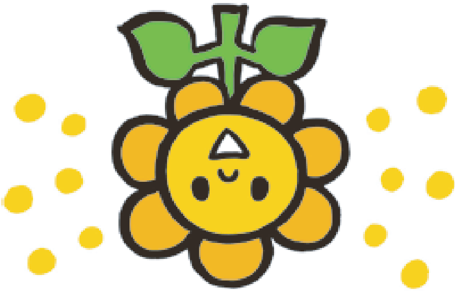

有限会社
トータルサポート

交通事故に遭ったら・・・

突然のことで、誰でも最初は慌ててしまいます。
事故にあったときは、次のような対応が必要です。

1．状況や相手を確認し、証拠を集める

（1）警察へ届け出る
加害運転者は道路交通法によって警察へ事故の報告義務がありますが、被害者からも届出を忘れないことです。
（特に人身事故の場合は「人身扱い」の届出をすることが大切です）
警察官の立会いで現場の状況が確認され、警察の〈実況見分調書〉として記録に残ります。
また、できるだけ早く、最寄の自動車安全運転センター事務所から交通事故証明書を交付してもらいます。
（自動車安全運転センター事務所への申請方法は郵便振替と窓口申請とがあります）
申請用紙はセンター事務所のほか警察署、交番、駐在所等にも備え付けてあります。
これは、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）での被害者の直接請求や仮渡金の請求にも必要です。

（2）相手を十分に確認する
加害車両の登録番号はもちろん、運転免許証等により加害者の住所・氏名・連絡先を確かめるほか、勤務先と雇主（個人または会社とその責任者）の住所・氏名・連絡先も確認しておくことが大切です。
運転者だけでなく雇主も賠償責任を負うことがあるからです。こうした場合、一般的には雇主の方が運転者より資力があるため雇主に賠償請求するのがふつうです。

また加害者側が加入している自賠責保険と任意の自動車保険の保険会社名・保険証明書番号も確かめておく必要があります。

（3）事故の証人を確保する
もし通行人や事故現場の近所の人など、事故の目撃者がいる場合はその人の証言をメモし、また氏名・連絡先を聞いておき後日必要ならば証人になってくれるように頼んでおくことも必要です。

（4）自分でも確認し記録をとる
被害の状態にもよりますが、できるなら事故のすぐあと記憶の薄れないうちに自分でも現場の見取図や事故の経過などを記録したり、写真を撮っておくことも大切です。
賠償交渉は日数がかかり、お互いのいい分が食いちがったりして、決着がつかなくなる場合もあります。また、場所によっては市街地の改造・開発により、現場の様子が一変してしまうこともあるため、こうしたことが必要になるのです。

2．必ず医師の診断を受ける

たいしたことはないと思ってもあとで意外に重傷であることがわかるといった例もあります。
このような場合に備え、事故にあったらできるだけ早めに医師の診断を受けることが大切です。

3．ひき逃げなどの場合は？

ひき逃げされたり、無保険車や盗難車によって被害を受けた人に対しては政府が保障事業を行って被害者の救済をはかっています。保障事業への請求は、国（国土交通省）から法律に基づいて業務の委託を受けた保険会社等で受付けています。

交通事故の損害賠償請求の請求は・・

Q. 交通事故の損害賠償請求はだれにだれが請求できるのですか?
A. 請求する相手や請求できる人は加害者・被害者のみとは限りません

1．請求する相手（賠償義務者）
（1）加害者

（2）雇　主
従業員が業務上運転中に第三者に損害を与えたとき、
原則としてその雇主は使用者として賠償責任（使用者責任）を負うことになるのでその場合は、雇主にも損害賠償を請求できます。

（3）運行供用者
運行供用者というのは、
“自動車を自分の思いどおりに使うことができる状況にあって、自動車を運行することが自分の利益となる人”のことです。
運行供用者は、たとえ直接自分が起こした事故でなくても賠償責任を負うことになります。
雇主は使用者責任とこの運行供用者責任があるので従業員の業務中の人身事故はたいてい賠償責任を負うことになるのです。このほか、車の所有者はもちろん、借主も運行供用者です。
場合によっては車の貸主、名義貸人などにも運行供用者責任が及ぶことがあります。

（4）未成年者の親
子が親の車を乗り回して事故を起こした場合は一般に親は運行供用者として、賠償責任を負うことになります。
子が自分の車か第三者の車で事故を起こしたとき、その子が〈責任の判断能力のない未成年者〉である場合親は監督者責任によって賠償責任を負うことになります。
加害者が未成年者で責任の判断能力がある場合には通常、親は責任をもたなくてよいのですが監督義務を十分果たしていないという点から親に賠償を請求できるという考え方もあります。

●要するに、賠償責任と賠償能力のある相手を正確に見きわめることが大切です。

事情が複雑な場合などは、専門家（弁護士、交通事故相談所）にご相談ください。

2．請求できる人（賠償請求権者）

（1）被害者
自分の受けた経済的損害の賠償と慰謝料（精神的損害の賠償）とを請求できます。

（2）相続人
被害者が死亡した場合、損害賠償請求権は次の順位で相続され、相続人が請求できます。
a.　子（胎児を含む）・孫など、直系卑属
b.　父母・祖父母など、直系尊属
c.　兄弟姉妹またはその子

なお、配偶者はどの場合にも相続人になります。

（3）配偶者・子・父母
被害者が死亡した場合、配偶者・子・父母は相続による損害賠償請求のほかにそれぞれ自分自身の慰謝料を請求できます。

☆ 死亡事故で被害者請求する場合、相続人・慰謝料請求権者が複数いるときは、

1人を代表請求者として、この人に委任します。

メモ

メモ